

医療福祉

《お問合せ》
国保年金課国保係
マル福担当
☎ 029-885-0340
(内) 116

医療費の助成制度を 活用しましょう

医療福祉制度(マル福)

この制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。次のいずれかの条件に該当する方が助成の対象となります。助成を受けるには申請が必要です。

《助成種別・対象条件》

- ◎小児 0歳児〜中学3年生
- ◎ひとり親家庭 母子・父子家庭および両親のいない子
- ◎重度心身障害者 一定の障がいをお持ちの方
- *詳しくは、役場国保年金課までお問い合わせください。
- ◎妊産婦 母子手帳の交付を受けている方

《助成される医療費》

- 医療機関窓口での自己負担金、次のとおりになります。
- ◎重度心身障害者 無料
- ◎その他(医療機関ごと)
 - ・外来：1日600円まで
 - ・(同月3回目以降は無料)
 - ・入院：1日300円まで
- (限度額月3000円)
- ・調剤：無料

《助成を受ける際の注意点》

- 中学生の小児マル福は、入院のみ助成対象となります。
- 保険適用外の料金、食事・生活療養費、学校でのケガ等でかかった医療費は助成の対象外です。
- ※小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費の助成制度を受けることができます。

中学生までの医療費 (保険適用分)全額助成

《対象となる方》

- 美浦村に住所を有し、いずれかの健康保険に加入している中学3年生までの全ての方
- *事前に医療福祉制度(マル福)への申請が必要です。
- 《助成される医療費》
- ・マル福該当：右記のマル福

の自己負担金

- ・マル福非該当：医療機関での窓口負担金(保険適用分)
- ※助成対象外は、医療福祉制度(マル福)と同じです。

医療費助成の受け方

一、医療機関を受診する

- 医療機関で支払いを済ませ、領収書を貰ってください。
- *マル福該当者は、受給者証を提示してください。

*領収書に、受診者名・保険点数(保険適用金額)の記載がない場合は、医療機関で記入してもらってください。

二、領収書を持って役場へ

- 医療機関を受診した翌月以降に、役場国保年金課にて申請手続きをしてください。

◇申請に必要なもの

- ・領収書(原則原本預かり)
- ・診療明細書または調剤明細書
- ・印鑑
- ・振込先の分かるもの
- ・高額療養費の対象になる場合は、支給決定通知

三、助成金の振り込み

- 申請日の翌々月に、申請時に指定された口座に助成金が振り込まれます。

国民年金

《お問合せ》
国保年金課年金係
☎ 029-885-0340
(内) 116

平成29年度の 国民年金保険料が 決定しました

決定しました

平成29年度(平成29年4月〜平成30年3月)の国民年金保険料は、月額1万6490円(前年度から月額230円引き上げ)になりました。

なお、付加保険料は月額400円に変更はありません。

納付方法は、口座振替、現金納付、クレジットカード納付があります。前納割引制度がありますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

年金受給資格が 10年に短縮されます

平成29年8月から、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付済等期間が25年から10年に短縮されます。

これによって新たに年金を受給できるようになる方には、平成29年2月下旬から7月上旬の間に日本年金機構から年金を受け取るための請求書が郵送されます。

《受給手続き》

郵送される「年金請求書」に必要な事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。必要書類、提出先は年金の記録によって異なりますので、「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

《受給開始》

平成29年9月分の年金が10月にご指定の口座に振り込まれ、以降2カ月分の年金が偶数月に振り込まれます。

□問合せ先

・ねんきんダイヤル ☎ 0570-0511165

*050で始まる電話でのおかけになる場合は ☎ 03-6700-1165 (月〜金曜日) 午前8時30分〜午後5時15分(月曜のみ午後7時、第2土曜日午前9時半〜午後4時)

◎年金事務所でのお手続きの際は、混雑緩和の為、ねんきんダイヤルで予約のうえお出かけください。